

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料率の見直しについて～

■保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっています。平成26・27年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均 等 割

(被保険者が等しく負担)

平成24・25年度
(年額)
47,709円

平成26・27年度
(年額) **51,472円**
(3,763円増)

● 所 得 割

(被保険者の所得に応じて負担)

平成24・25年度
10.61%

平成26・27年度

10.52%

(△0.09ポイント減)

● 賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

平成24・25年度
55万円

平成26・27年度

57万円

(2万円増)

◆保険料の計算方法（平成26年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均 等 割

【1人当たりの額】

51,472円

+

所 得 割

【被保険者本人の所得に応じた額】

(平成25年中の所得－33万円) × 10.52%

=

1年間の保険料

(100円未満切捨て)

※年度の途中で加入したときは、加入した月から月割で計算します。

平成26年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

なお、年金から保険料が天引きされている被保険者の皆さまには、4月にも「後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書」をお送りし、「4月・6月・8月の年金支給時に天引きされる予定の保険料額」をお知らせいたします。

■保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割金額	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	5,147円	約 400円増
33万円	8.5割軽減	7,720円	約 600円増
33万円+ (24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	25,736円	約 1,900円増
33万円+ (35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	41,177円	約 3,000円増

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

■年間保険料額の例（単身世帯で年金収入のみの場合）

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成25年度	平成26年度	前年度比
80万円	9割	—	4,700円	5,100円	400円
153万円	8.5割	—	7,100円	7,700円	600円
168万円	8.5割	5割	15,100円	15,600円	500円
192.5万円	5割	5割	59,100円	46,500円	△12,600円
203万円	2割	5割	64,600円	67,400円	2,800円
211万円	2割	5割	78,400円	71,600円	△6,800円
213万円	2割	—	111,300円	104,200円	△7,100円

※均等割軽減は平成26年度から変更され、2割軽減と5割軽減の範囲が拡大されます。
(表中、下線部分)

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合
住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

役場 福祉課
電話 42-2275
(内線246)